

年末調整及び消費税軽減税率制度等説明会について

会社などにお勤めの方

お勤め先から給与を受け取っている方の所得税は、原則、年末調整で精算されます。

本年中に扶養する方の異動があった方や各種保険料（生命・地震など）を支払った方は、お勤め先の指示に従い申告書を提出してください。

会社などの年末調整事務ご担当者様

令和元年分の年末調整の仕方や各種書類の記載方法などの説明会を実施します。

消費税軽減税率制度等説明会

免税事業者を含む全ての事業者の方を対象に、消費税軽減税率制度等に関する説明を行います。

日時 11月21日(木)
年末調整について

13時30分～15時30分
消費税軽減税率制度等について

15時30分～16時
場所 早来町民センター

問合せ 苫小牧税務署

☎0144-3165

税務住民課税務グループ

☎2513

農業用ため池の届出制度について

平成30年7月豪雨など、近年、豪雨等により多くの農業用ため池が被災し甚大な被害が発生しております。

このため、堤体の決壊等による災害を防止するため、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が制定され、農業用ため池の所有者や管理者の方は、施設に関する情報を北海道に届け出ることが必要となります。

農業用ため池を所有されている方は、ご連絡ください。
届出事項

①ため池の名称及び所在地
②所有者及び管理者の氏名等の情報

③ため池の堤頂までの高さ、堤頂の長さ、貯水容量など
届出期限 12月16日(月)まで
問合せ 安平町土地改良区

産業経済課
☎22076
☎2515

住宅リフォームに関する減税制度について

住宅のリフォームは、一定

の要件*を満たしていれば所得税の控除や固定資産税の軽減を受けることができます。
※要件はリフォームの種類によって異なりますので、施工業者にお尋ねください。

リフォーム減税の種類
・耐震リフォーム
・バリアフリーリフォーム
・省エネリフォーム など

問合せ 税務住民課税務グループ
☎2513

苫小牧税務署
☎0144-3165

家屋を取り壊したときは手続きを

町内にある住宅や倉庫などを取り壊したときは、年内に手続きを済ませましょう。

固定資産税は、毎年1月1日現在の状況で課税されるため、今年中に家屋を取り壊した場合、翌年度からは課税されなくなります。

①登記済の家屋を取り壊した場合
法務局で建物滅失登記の申請をしてください。

②未登記の家屋を取り壊した場合

税務住民課に家屋滅失届を提出してください。

問合せ 税務住民課税務グループ
☎2513
札幌法務局苫小牧支局
☎0144-7151

損壊家屋等解体撤去支援事業の相談受付終了について

平成30年北海道胆振東部地震により、著しい被害を受けた住家に対して行う公費解体の受付については、平成31年3月29日をもって申請期限を終了しておりますが、申請期限後に、解体を検討されている方に対して行っていた相談受付につきましても、次の期限をもって終了させていただきます。

終了日 令和元年12月10日(火)
問合せ 税務住民課住民生活グループ
☎2940

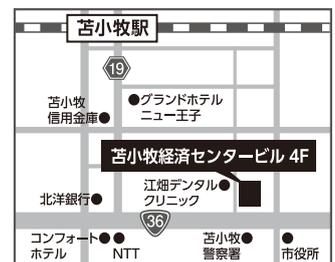
高田法律事務所

— お気軽にご相談ください。 —

無料駐車場 完備!
○交通事故 ○借金問題 ○離婚 ○相続・遺言
○民事全般 ○不動産関連 ○労働問題 ○損害賠償
○債権回収 ○企業法務 その他



弁護士 高田 耕平



広告欄

予約制 ☎0144-38-0114

【受付時間】平日9:00~17:30 (苫小牧商工会議所が目印)
苫小牧市表町1丁目1-13 苫小牧経済センタービル4階